

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）

1. 策定にあたって

(1) 策定の趣旨

① 現状と課題

近年、人口減少・少子高齢化・核家族化の進行、認知症高齢者・共働き世帯・人生100年時代を踏まえた高齢者の就労者・外国人住民の増加、価値観の多様化や情報通信技術等の急速な進歩に伴う生活環境の変化、大規模な自然災害の頻発など、社会・経済情勢の変化に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、地縁・血縁により助け合う機能は低下し、人と人とのつながりの希薄化が進んでいる状況が見られる。

本市の人口は現在 980,219 人（2020 年 1 月 1 日時点）であり、国全体の人口が減少に転じるなか、微増傾向を維持してきた。しかしながら、2020 年をピークに減少に転じ、2025 年には 974,900 人、2040 年には 907,600 人となる見込みで、本市も人口減少の局面を迎えつつある。

また、高齢化率は、2019 年 12 月末時点で 25.9%と、10 年前の 19.6%から大きく上昇しているが、これが、2025 年には 28.6%、2040 年には 35.7%まで上昇すると見込まれている。一方、出生数は、2017 年が 6,654 人であり、過去 30 年間で最も多かった 2002 年の 8,605 人から大きく減少しており、少子高齢化は急速に進んでいる。

本市はこれまで、2006 年度に策定した第 1 期千葉市地域福祉計画（「花の都・ちば ささえあいプラン」）から、4 期にわたる地域福祉計画とそれらに基づく取組みにより、地域住民、千葉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）と行政が連携しながら、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に推進してきた。

併せて、この間、新たな制度や公的サービスも始まり、2006 年度には「あんしんケアセンター」を市内 12 か所に設置し、高齢者とその家族に対する包括的な相談支援を開始した。現在では、30 か所（出張所 2 か所を含む）まで拡大し、2018 年度の相談件数は 62,890 件となっている。2013 年 12 月には、「生活自立・仕事相談センター」を市内 2 か所に設置し生活困窮者（世帯）に対する包括的な相談支援を開始した。現在では 3 か所で運営を行っており、2018 年度の相談延べ件数は、17,077 件となっている。

また、各地域においては、民生委員・児童委員が、地域の身近な相談相手となり、市社協コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターなどが、地域生活課題の解決に向けた支援を行ってきた。

これらの相談・支援活動を市内で展開してきた中で、老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題など、単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な問題が、地域において発生していることが明らかになってきた。個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、増加している。

地域づくりの面でも、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地区（圏域）も出てきている。

一方で、子ども食堂、地域支え合い活動、高齢者への買い物支援など、新たな取組みを始めた地区（圏域）も出てきている。

第5期地域福祉計画策定にあたっては、こうした地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を越え、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていくこと、また、誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、具体的な取組みをさらに進めていくことが必要である。

② 地域共生社会の実現

第4期地域福祉計画では、重点施策として、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を位置付け、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできた。

第5期地域福祉計画においては、第4期地域福祉計画の成果と課題を明確にしたうえで、課題を解決するため、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、区（地域）と市が一体となり、中長期的な視点で様々な取組みを進めていく。

③ 区（地域）の取組み

区（地域）においては、第5期地域福祉計画の策定にあたって、「1. 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開」「2. 企業、大学・学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携」「3. サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくり」「4. 地域福祉活動への若者・子どもの参加」「5. 全世代を対象とした担い手づくり」を視点として、市とともに、それぞれの地域の実情に合わせて、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進する。

④ 市の取組み

市においては、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が区（地域）に根付くことに主眼を置きつつ、「地域の支え合いの力を高める」施策として、地域づくりの担い手・リーダーの育成、地域福祉活動の拠点確保、新たなプラットフォームの形成、居場所（通いの場）や生活支援サービスの拡充などを推進する。

また、「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」施策として、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制づくりへの支援や、市内の様々な相談支援機関をコーディネートする機能の整備などを推進する。

さらに、「地域包括ケアシステムの構築」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などを地域福祉計画に組み込む。

(2) 計画の位置づけ

① 根拠法令（社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

② 方向性（社会福祉法第106条の3「包括的な支援体制の整備」）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

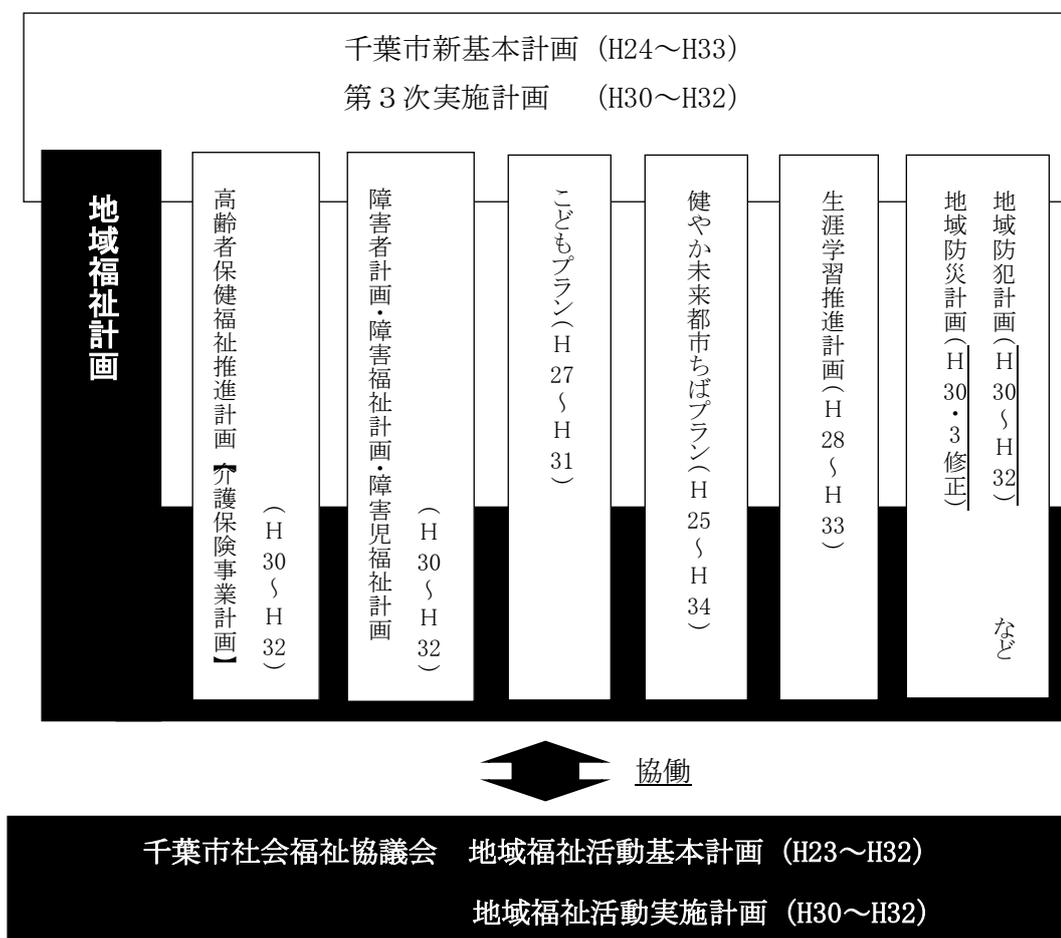
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

③ 関連する計画との関係

図表中の（ ）内は現計画の計画期間 ※和暦（平成）表記



- ・総合計画（千葉市新基本計画等）を上位計画とする。
- ・分野別計画を横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋める。
- ・「千葉市社会福祉協議会地域福祉活動計画」との協働を深める。
（策定にあたって「千葉市・千葉市社会福祉協議会 合同ワーキンググループ」を設置。）
- ・「地域包括ケアシステムの構築」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などを地域福祉計画に組み込む。

（3）計画期間

2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間
 ※中間年度である2023（令和5）年度中に中間見直しを行う。

2. 地域福祉を取り巻く状況の変化

(1) 様々なデータ、統計（今後、整理して掲載。）

- ・人口減少、少子高齢化、世帯構成の変化、ひとり暮らし高齢者・認知症高齢者・障害者・外国人住民の状況など。
- ・老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題など、複雑化・多様化、複合的な課題を抱える世帯の増加に関する資料、など。

(2) 国の動き・法改正、制度の見直し（今後の動向を踏まえ、掲載する。以下、参考。）

『経済財政運営と改革の基本方針 2019（骨太の方針 2019）【抜粋】(R1.6.21 閣議決定)』

⑤共助・共生社会づくり

(共生社会づくり)

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する。

『第2回 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部【一部抜粋】(R1.5.29)』

人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。

2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談(断らない相談)の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進 について検討を行う。

『まち・ひと・しごと創生基本方針 2019【抜粋】(R1.6.21 閣議決定)』

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

(3)地域共生社会の実現

<概要>

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、困難を抱える人を含め、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指す。そのため、包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援する。

『社会保障審議会介護保険部会「次期介護保険制度改正に向けて」(H31.2.25)』

<主な検討事項として>

- ・介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)
- ・保険者機能の強化(地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化)
- ・地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)
- ・認知症「共生」・「予防」の推進
- ・持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

『成年後見制度の利用の促進に関する法律(H28.5.13 施行)』

『住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正(H29.10.25 施行)』

(3) これまでの取組みと今後の課題

① 地域における活動主体とその役割

- ・地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉法人など

② 地域福祉計画の策定・推進の経過

年度 ※和暦	計画	特徴
H18～ (5年)	第1期	・24の地区フォーラムを設置。 ・「市地域福祉計画策定委員会」、区ごとに「区地域福祉計画策定委員会」を設置。
H23～ (4年)	第2期	・市計画と区計画の役割分担の整理。 ・5つの基本テーマを設定。 ・区計画に重点項目を設定。
H27～ (3年)	第3期	・9つの取組みテーマを設定し、地域、市、市社協の取組みの関係を整理。 ・地区部会エリアごとに「重点取組項目」を設定。
H30～ (3年)	第4期	・重点施策「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を掲げ、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」「多機関の協働による相談支援体制の包括化」「地域力基盤強化の支援」「地域福祉の担い手の育成・拡大」を4つの柱として位置付けた。 ・各区の好事例を掲載。

③ 第4期地域福祉計画の推進状況(今後、整理して記載。)

④ 第4期地域福祉計画の成果と第5期地域福祉計画への課題(今後、整理して記載。)

3. 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

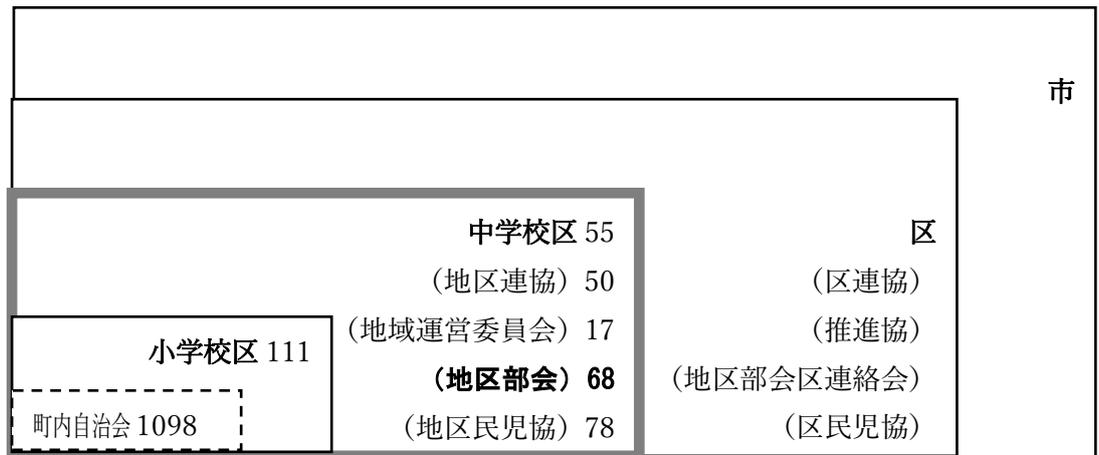
(1) 計画の構成

	区（地域）の取組み	市の取組み
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・区の特성에応じた、住民に身近な計画 ・地域の課題に対応するため、地区部会エリアごとに重点取組項目を定め、様々な主体（地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティア団体、NPO、学校・PTA、社会福祉事業者など）が協働して策定・推進する計画 	基本目標や市としての方向性、取組みを示すことにより、多様な主体とともに、区（地域）の取組みをしっかりと支え、地域住民の地域福祉活動を支援する計画
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の活動により解決を目指す課題に対する取組み ・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を活かした身近な支え合いや健康づくりなどの取組み ・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策、取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動の基盤整備に関する取組み ・区（地域）の取組みを進めるために必要な市による支援策 ・分野別計画を横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋める取組み ・区域では解決できない福祉課題に対する市域での取組み ・市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組み（<u>コミュニティソーシャルワーク機能の強化など</u>）

< 区（地域）と市の取組みの関係 >



(2) 圏域の考え方 ※イメージ図。数値は参考。



- ・『地区部会エリア』を圏域とする。
- ・「地域支え合い活動」など、一部の取組みは、町内自治会など、より身近な圏域での実施が効果的なものが多い。
- ・今後の地域共生社会の実現に向けては、今まで以上に町内自治会への働きかけを意識した事業の展開が必要である。
- ・また、あんしんケアセンターの圏域（28圏域）との整理を検討していく必要がある。

(3) 基本目標・共有するメッセージ

◆基本目標

『ともに支えあう地域福祉社会を創る』

◆共有するメッセージ

(仮) 『誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、自分らしく、健やかに暮らせる社会を創る』

4. 住民同士の支え合い <区（地域）の取組み>

- ・各区の「基本目標（基本理念）」「基本方針（仕組み）」「具体的な取組み」「重点取組地区」などを記載する。
- ・「具体的な取組み」に、小さな実践や仕掛けの積み重ねを盛り込んでいくことが大切である。
- ・取組みテーマを以下のとおり設定する。但し、分類や関連づけは行わない。

① 見守りの仕組みづくり	⑥ 福祉教育・啓発
② 支え合いの仕組みづくり	⑦ 相談体制づくり
③ 地域のつながりづくり	⑧ 情報提供の充実
④ 健康づくり	⑨ 防災対策を通じた地域づくり
⑤ 担い手の拡大とボランティア活動の促進	⑩ 防犯対策を通じた地域づくり

- ・加えて、5つの「策定にあたり取り入れていただきたい視点」を示す。
 - ① 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開
 - ② 企業、大学・学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携
 - ③ サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくり
 - ④ 地域福祉活動への若者・子どもの参加
 - ⑤ 全世代を対象とした担い手づくり

(参考) 第4期地域福祉計画における各区の基本目標（基本理念）・基本方針(仕組み)

<中央区> 「みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区」

1. 身近なコミュニティづくりの推進
2. 交流の場と仲間づくり
3. 社会参加の推進
4. 地域の福祉力向上、担い手づくり
5. 相談体制、情報提供の場づくり
6. 福祉教育の推進
7. 人にやさしい生活環境づくり

<花見川区> 「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！地域福祉の創造をめざして」

1. 交流の場と健康づくり

2. 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり
3. 人材の育成と相談体制の仕組みづくり
4. 防犯体制づくり
5. 防災体制づくり

<稲毛区> 「みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛をめざして
— 心のバリアフリーから始める“地域発”の取組み —」

1. 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう
2. 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー
3. 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」する、みんなの様々な居場所づくり
4. 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり
5. 日頃からの緊急時に備えた取組み

<若葉区> 「だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区」
～あなたとわたしでつくる 支えあう地域福祉の実現を目指して～

1. だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう
2. あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう
3. 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう
4. 必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう
5. 世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう

<緑区> 「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、住みよいまちづくりを推進する」

～未来を築く子どもたちのために～

～明るい社会を築いてきた高齢者のために～

～障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

1. コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）
2. 緊急時の支援・対応（防犯と防災）
3. 身近な生活支援（見守り・助け合い）

<美浜区> 「みんなが主役！こころ豊かな美浜づくり」

1. 市民主体による協働のまちづくり
2. 誰もが暮らしやすい環境づくり
3. 福祉を支える人づくり

5. 地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み <市の取組み>

- ・基本目標 『地域共生社会の実現』
- ・「取組方針」「主要施策」「具体的な事業・取組み」などを記載する。

◆取組方針Ⅰ「地域の支え合いの力を高める」

◇主要施策

- ・ コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等）
- ・ 地域づくりの担い手、リーダーの育成
- ・ 地域福祉活動の拠点確保
- ・ 新たなプラットフォームの形成
- ・ 居場所（通いの場）の拡充
- ・ 生活支援サービスの拡充
- ・ 地域防災体制の強化 など

◆取組方針Ⅱ「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」

◇主要施策

- ・ コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等） （再掲）
- ・ 地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充
- ・ 相談支援機関向けコンシェルジュ（相談支援包括化推進員）の充実
- ・ サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくりへの支援
- ・ 生活困窮者自立支援の促進
- ・ 社会資源の創出への支援・連携（社会福祉法人の公益的な取組みを含む） など

◆取組方針Ⅲ～（今後設定）

◇主要施策

- ・ 地域生活支援の充実
- ・ 権利擁護の推進（成年後見制度利用支援）
- ・ 日常生活自立支援事業の充実
- ・ 災害時の体制の整備
- ・ 健康づくり
- ・ 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保及び向上
- ・ 福祉のまちづくりの推進
- ・ 福祉と文化・福祉とスポーツの融合
- ・ 住宅確保要配慮者に対する支援
- ・ 児童虐待、子どもの貧困への対応
- ・ 生活のしづらさを抱えている方々への対応
- ・ 自殺対策
- ・ 防犯 など

6. 取組事例

- ・各区の取組事例として、地区部会、町内自治会、社会福祉事業者、NPOなどの取組みを記載する。
- ・市や市社協による区（地域）の支援事例や地域共生社会の実現に資する取組みについても掲載する。

（第4期地域福祉計画参考）

区	掲載内容
中央区	地域一体「協働」の体制づくり（松ヶ丘中学校地区）
花見川区	子ども食堂（社協犢橋地区部会）
稲毛区	いなげ子育てフォーラム
若葉区	加曽利たすけあいの会（社協加曽利地区部会）
緑区	買物支援サービス（大椎台自治会区域）
美浜区	憩いのカフェ『カフェさいわい』（特別養護老人ホームしょうじゅ美浜）

② 評価の内容・手順

ア 目標設定・評価の考え方

【区（地域）の取組み】

- ・地区部会エリアにおける目標設定は、地域の実情に応じて設定する。
- ・定性評価とし、自己評価を行う。

【市の取組み】

- ・目標設定にあたっては、可能な限りアウトカム指標を採用する。
- ・個別計画で設定しているものは、流用する。
- ・事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、各所管課において、自己評価を行う。
- ・主要施策ごとに、代表的な成果指標を設定し、全体評価や検証に活用する。

【評価の考え方】

- ・評価にあたっては、プロセス、前年度との比較や外部要因、理由を含めて、多角的に分析・考察を行う。
- ・取組事例を可視化し、積み上げていくことで、全体評価や検証につなげていく。また、今後の分析のため、市民アンケートなど意識調査の実施を検討する。

イ 評価について

【定量評価】主に量的な成果を評価（市の取組み）

達成状況	内容
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割以上）達成できた場合
B	年度目標にしている業務量の一部（5割以上）を達成できた場合
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（5割未満）場合

【定性評価】取組みの内容や体制の構築などを評価（市の取組み及び区（地域）の取組み）

達成状況	内容
◎	年度目標以上のものが達成できた場合
○	年度目標が概ね達成できた場合
△	年度目標の一部が達成できた場合
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む）

8. 計画の策定体制

【審議会】

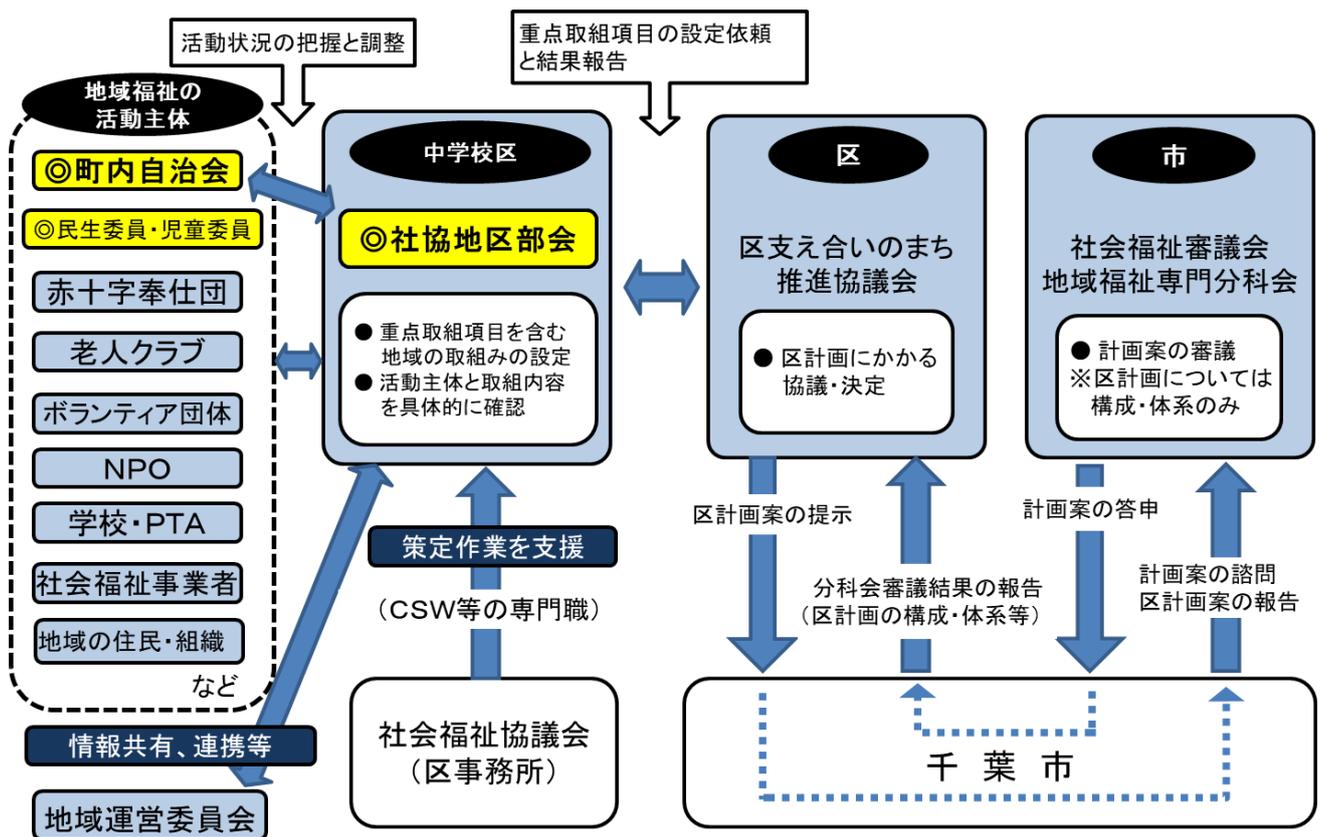
- ・ 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

【市民参加】

- ・ 各区支え合いのまち推進協議会
- ・ 市民説明会
- ・ WEBアンケート
- ・ パブリックコメント手続き

【千葉市】

- ・ 地域共生社会推進事業部 地域力向上班
- ・ 千葉市・千葉市社会福祉協議会 合同ワーキンググループ
- ・ 各区支え合いのまち推進協議会 実務担当者会議



9. 策定スケジュール

年度	時期	内容
2019年度 (令和元年度)	1月30日	・第4回千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (策定方針・骨子案の承認)
	2～3月	・各区支え合いのまち推進協議会 (重点取組項目選定依頼)
	3月～	・計画の策定作業開始 ・計画素案の作成
2020年度 (令和2年度)	5月	・WEBアンケート調査実施
	6月	・各区支え合いのまち推進協議会 (区計画素案承認)
	7月	・第1回千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (計画素案の審議)
	7～9月	・計画案の作成
	9月	・各区支え合いのまち推進協議会 (区計画原案承認)
	10月	・市民説明会
	11月	・第2回千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (計画原案の審議)
	12月	・パブリックコメント手続
	3月	・第3回千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (計画最終案の承認) ・第5期千葉県地域福祉計画策定